

(仮称)

「FIBA バスケットボールワールドカップ
開催記念おもてなしイベント」業務
公募型プロポーザル 概要仕様書

令和5年3月

沖縄市 経済文化部 観光スポーツ振興課

※1. 本業務は、令和5年度当初予算案が議決され、配当されることを前提とした募集となるため、予算が成立しない場合は本業務の契約締結ができないことに留意すること。

※2. 本業務は、沖縄振興特別推進市町村交付金の交付後に契約締結するものとする。また、交付決定内容が変更又は不採択となる場合、業務の契約締結ができない又は、内容の変更を行う場合があることに留意すること。

1 概要

本仕様書は、(仮称)「FIBA バスケットボールワールドカップ開催記念おもてなしイベント」業務の業務内容及び要件等を定めるものであり、事業者は本仕様書に従って業務を執行する。

2 業務の目的

沖縄アリーナで開催する世界的な祭典「FIBA バスケットボールワールドカップ2023」と併せたパブリックビューイングのほか、沖縄の文化、音楽等を活かしたイベントを実施することで、本市への誘客・経済活性化を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の翌日～令和5年12月28日まで

4 業務範囲

本業務は、期間：令和5年8月26日(土)～27日(日)、9月2日(土)～9月3日(日)(4日間)沖縄市ゲート通り(交通規制により封鎖)、コザミュージックタウン音市場において、下記(1)～(11)の事項を実施すること。

また、イベントの実施にあたっては、コザ商店街連合会や観光物産振興協会など地域関係者との連携すること。

(1) デジタルスタンプラリー

本市の経済波及効果の向上を図るために有効な手段で、スタンプラリーを実施すること

(2) シャトルバス、駐車場警備

誘客効果を高め、効率的に輸送できるよう実施すること

- (3) ゲート通り周辺の交通止めに係る事前告知
ゲート通りを封鎖するために必要な、事前の告知や安全対策（カラーコーン設置等）を行うこと。
※交通規制に係る警備業務については、別途契約する。
- (4) MC 付きパブリックビューイング
コザミュージックタウン音楽広場のモニターを活用し、パブリックビューイングを実施すること。
このとき、バスケットボールにゆかりのある MC による実況解説を行うこと
- (5) 会場設営
誘客・にぎわい効果を高める装飾や、熱中対策のためのパワーテントの設置など、会場設営をおこなうこと。また、バリアフリーに配慮すること。
- (6) 告知プロモーション
SNS やメディア（テレビ CM 等）等を活用し、事前にイベントの PR を行い、イベントへの集客効果向上を図ること。このとき、英語等の多言語で発信すること。
- (7) ステージイベント
下記①～③について実施すること
①音楽ライブイベント（沖縄県や沖縄市にゆかりのあるアーティスト等）
②文化イベント（エイサー、民謡、空手など、沖縄県や沖縄市にゆかりのある催し）
③その他、ダンスなどの、沖縄市に誘客効果を向上させるイベント
- (8) 食・物産・出店などのエリア確保
イベントの誘客効果を向上させるため、食、物産、出店などが行えるスペースを確保すること。
食については、外国人も訪れることを想定し、多様な食文化・食習慣（宗教、ベジタリアン、ヴィーガンなど）への対応も含めること
- (9) イベント進行、運営管理等
総合案内ブースを設置すること
イベント全体の進行・裏方、場内整理、場外整理、案内、看護師、出演者対応、来場者対応（迷子、拾得物、クリーンスタッフ、アンケート）等、必要なスタッフを配置し、業務を遂行すること
必要各所に、ゴミステーションを設置すること
- (10) 効果検証
イベントの参加者数やデジタルスタンプラリーの利用者数（属性分析含む）
経済効果のほか、イベントに係る沖縄市の PR 広告換算値等を集計・分析し、とりまとめること。

(1 1) 危機・衛生管理計画の策定および遵守

イベント会場の事件事故の未然防止や、発生時の対応、イベント実施期間中、実施後の会場の清掃など、イベントの安全安心の実施に向けた計画の策定し、当該計画に基づいて、イベントを実施すること。

5 成果物納品

本業務完了時には、下記を市へ提出すること。

(1) 業務完了報告書及び電子データ (PDF)

6 瑕疵担保責任

市への引き渡し日から起算して1年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果品の補正を行うこと。

7 その他

(1) 業務成果の帰属等

ア 取得財産について

本業務で取得した全ての財産は、本市へ帰属するものとする。

イ 著作権の帰属

本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は本市へ帰属するものとする。

ウ 著作権の処理

本件業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

(2) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託事業者は、当該項目について疑義があるときは本市と協議することができる。

(3) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、業務の全部もしくは一部の実施が困難と見込まれる場合、本市と事前協議を行うこと